

(保険数理の専門的知識及び技能を有する者の養成及び研修等)

(監督局 保険課)

1. 事務・事業の概要

- ・ 保険数理の専門的知識及び技能を有する者の養成及び研修を行うこと。
- ・ 保険数理に関し、必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、又は情報の提供を行うこと。
- ・ 保険業法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準その他の保険数理に関する事項に係る業務であって、内閣総理大臣から委託を受けたものを行うこと。
- ・ 以上の業務に附帯する業務。

2. 指定、登録等の基準

◆保険業法◆

(指定等)

第百二十二条の二 内閣総理大臣は、一般社団法人であって、次項に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

- 一 業務を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- 二 前号に定めるもののほか、業務を公正かつ適確に実施することができるものであること。

◆保険業法施行規則◆

(指定の申請)

第八十二条の二 法第百二十二条の二第一項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業状況報告書、収支決算書、財産目録その他の最近における財産及び収支の状況を知ることができる書類
- 三 役員の名簿及び履歴書
- 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 五 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 六 前各号に掲げるもののほか法第百二十二条の二第二項各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書類

3 金融庁長官は、前項に規定するもののほか、指定のために必要な書類の提出を求めることができる。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
公益社団法人 日本 アクチュアリー会	平成 12 年 11 月 30 日	東京都中央区晴海 1 丁目 8-10 (晴海アイランド トリトンスクエア オフ イスタワーX 2階) 03-5548-6033	保険業法第 122 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 2 項各号に掲げる業務を実 施するため、同法施行規 則第 82 条の 2 に定める申 請書の提出があり、同法 第 122 条の 2 第 1 項各号 に定める基準に適合して いると認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠
法令等により、料金等の設定に当たって国が関与することとはされていない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和 3 年 9 月 1 日
現在）
特に問題は認められない。